



Title	開拓使仮学校の設立経緯
Author(s)	井上, 高聡
Citation	北海道大学大学文書館年報, 3, 1-17
Issue Date	2008-03-31
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/43373
Type	bulletin (article)
File Information	3_1-17.pdf



[Instructions for use](#)

< 論 文 >

開拓使仮学校の設立経緯

井 上 高 聡

はじめに

「開拓使仮学校」¹⁾は、1872年5月21日（明治5年4月15日）、開拓使が東京芝の増上寺内に開校した、北海道「開拓」に資する人材を養成する機関である。後述するように、「仮学校」とは、将来的に可能になった時点で学校を札幌へ移転することを明確にした名称である。「仮」に対して「正」に当たるのは、1876年8月に札幌に開校した札幌農学校であり、開拓使仮学校は札幌農学校の前身校に位置付く²⁾。

開拓使仮学校は、北海道「開拓」を目的とした学校であると共に、西洋人が西洋の学問を教授した学校である³⁾。語学を含む西洋学問によってカリキュラムを構成し、西洋人が教授するための学校施設（例えば、デスクを使用した教室）を必要とした。開拓使仮学校は、日本において西洋の近代的学校の形態を導入した最初期の事例である。

以上から、筆者は、開拓使仮学校を、①北海道「開拓」を目的とする開拓使の人材養成機関、②最初期の近代的学校の2点を特徴とする学校と捉え、さらに、①②の点において札幌農学校開校に至るまで試行錯誤を続ける過程と位置づける必要があると考える。

開拓使仮学校に関する先行研究には、北海道帝国大学編『創基五十年記念 北海道帝国大学沿革史』（1926年3月）⁴⁾、原田一典「開拓使仮学校考」(1)(2)（北海道大学百年史編集室編『北大百年史編集ニュース』第7、8号、1978年12月、1979年3月）、北海道大学編『北大百年史』通説（1982年7月）⁵⁾などがある。原田論文は、資料の精査により、開拓使仮学校設置の構想に関わった外国人教師 T. アンティセルの学校構想や仮学校規則中のカリキュラム、組織構成を中心に、初期の開拓使仮学校の特徴とその後行なう改組の意味を考察した。他2点の研究は、大学が編纂主体となった大学史であり、開拓使仮学校を札幌農学校の前身校として位置づけた通史的記述である。いずれも、開拓使仮学校の①の点に関してはある程度の指摘を行なったが、②の視点はほとんど見られず、札幌農学校との歴史的な連関についても十分に検討したとは言えない。

こうした研究状況を踏まえて、開拓使仮学校の歴史的な位置づけを明らかにするため、本稿ではまず、開拓使が北海道「開拓」政策を策定する過程で学校設立を構想し、東京に開拓使仮学校の開設するに至るまでの、開拓使仮学校の設立経緯を跡づける。設置経緯をたどることにより、開拓使が北海道「開拓」を進めるために開拓使仮学校にどのような分野の人材養成を求めたか、そのために、H. ケプロンの農学校設置提案や T. アンティセルの

学校構想を基にどのような西洋学問の導入が必要であったかを、ある程度、具体的に確認し得ると考える。

1. 開拓使による北海道「開拓」政策の策定

(1) 黒田清隆開拓次官による「開拓事宜ノ大略」の建議

1869年8月15日(7月8日)、明治維新政府は北海道統治機関として開拓使を設置し、北海道「開拓」を推進するために広大な権限を付与した⁶⁾。しかし、開拓使が北海道「開拓」の方針を確定し本格的な施策に着手し始めたのは、黒田清隆が開拓次官に就任して以降であった。

1870年6月7日(明治3年5月9日)、開拓次官(樺太専務)就任と共に樺太出張を命ぜられた⁷⁾黒田清隆は、11月(10月)に帰国すると、樺太視察を踏まえて建議書⁸⁾を提出した。

建議書では、「国家ノ基礎未ダ定マラズ紀綱未張ラズ」といった状況の国政全般に関する危機感を表明した後、視察により樺太雑居の現状⁹⁾は2、3年程度しか保持できないと判断し、そうした状況を念頭に北海道「開拓」政策について所見を述べた。

宜シク鎮府ヲ石狩ノ国ニ置キ大臣ヲ選シテ総督ニ任ジ北海道中地勢ノ便宜ニ從ヒ諸県ヲ分立シ北海道及ビ樺太現今ノ定額トモニ百五十万兩ヲ以テ歳額トナスベシ蓋シ石狩ハ全道中ノ中央ニアリ四方ヲ控制スルニ便ナルヲ以テ鎮府ヲ此ニ建テ全道ノ事皆之ニ総括シ樺太モ亦其部内ニアラバ事体一ニ歸シ分散紛擾ノ弊ナク稍北虜駭々日ニ進ムノ勢ヲ抑ヘテ北門ノ鎖鑰始メテ固カラシ夫レ速ナルヲ欲スレバ達セズ小利ヲ見レバ大利ナラズ開拓ノ事宜シク漸ヲ以テ其成功ヲ責メ官吏ヲ減ジ煩擾ヲ省キ仁政ヲ施シ人心ヲ安ジ税賦ヲ寛ニシ苛細ヲ事トセズ諸藩ニ分配スル所ノ地悉ク収メテ朝廷ニ歸シ蝦夷地ハ即チ土人撫育及漁獵産業ノ法都テ旧慣ニ仍リ惟其民害ヲ除キ渡島国及ビ奥羽諸国寒氣ニ習フノ民ヲ移シテ之ニ充ツベシ

まず、北海道統治体制について、鎮府を石狩に置き、大臣を総督に任じ¹⁰⁾、北海道に県を分立し、北海道・樺太の歳費を150万兩とすること、北海道と樺太を一体として統治すること¹¹⁾がその具体的内容であった。さらに、「開拓」方針として、「開拓」の成果を急がないこと、従来の分領支配¹²⁾を一括統治とすること、北海道では諸制度の改革を漸進的に進めること、北海道南部や東北地方といった寒冷な地方から移民を求めることなどを述べた。

150万兩の歳入の根拠を示し、歳出の大枠を示した後、次のように続けた。

前条決議ノ後大臣納言諸公親シク実地ヲ経歴シ其果シテ施行スベキヤ否ヤヲ檢シ然ル後令ヲ下シテ一定不易ノ法ヲ立テヨ且其实地ヲ経歴スルヤ風土適當ノ国ヨリ開拓ニ長ズル者ヲ雇ヒ之ヲシテ移民ノ計数及ビ器械ノ精覈考究セシメ其一定ノ法立ツニ及ンデハ鉞山舎密ノ業ニ精シキ者ヲシテ金銀藥物ノ類ヲ考察セシメ且ツ北海道樺太ノ海岸ヲ

測量シテ要害ノ地ヲ検シ予メ我ガ海軍ヲ設ツルノ計ヲ為シ並ニ魯人ノ根拠トスル黒竜江及び東察加等モ亦マサニ測量ヲ為ス [中略——筆者注] 清隆嚮ニ建言セシ如ク今ヨリ書生ヲ精撰シテ海外諸国ニ分遣シ事情ヲ偵察シ以テ他日ノ用ニ資スベシ旧幕府ノ独り仏国ヲ偏信シ英国ノ嫌怨ヲ醸シ遂ニ救フ可カラザル勢ニ至ルガ如キ今日ノ當ニ戒ムベキ所ナリ交際上一二信義ヲ以テシ偏信スル事勿レ清国ノ如キ衰運振ハズト雖モ国大ニ財多シ苟モ一旦振作シテ為スアル豈ニ欧州諸大国ノ下ニ出シヤ是度外ニ置クベカラズ

150万両の歳費を決議した後に、維新政府幹部が北海道視察をした上で、正式に北海道統治策を確定することを黒田は提起した¹³⁾。続けて、政府幹部の北海道視察と同時に、「風土適当ノ国ヨリ開拓ニ長ズル者」を雇い入れて北海道への移民計画と輸入器械類選定を担当させることを求めた。さらに、北海道統治策確定後には、鉱山と化学の専門家に鉱物等の研究をさせること、北海道・樺太沿岸とロシア人の勢力範囲である黒竜江河口域・カムチャッカ半島沿岸（「東察加」）を測量すること、中国を含む海外諸国に留学生を派遣して各国情の情報を収集することを提案した。

1871年1月19日（明治3年11月29日）、太政大臣三条実美は、アメリカ・ヨーロッパ諸国視察が決まっていた黒田に対して、建議書の内容に沿った口達を行なった。

来年春夏ノ間北海道巡見トシテ大臣納言ノ内出張大綱御決定可被仰出事

但細目ノ処ハ次官帰朝ノ上実地検分御決定ノ事

一大臣納言巡見相済候迄ハ是迄ノ通長官へ御委任ノ事

一開墾ニ長シ候外国人雇入ノ儀次官へ御委任ノ事

一次官出張外国人雇入実地検知ノ上屹度見込相立候ハ、定額費ノ外増方可被仰出事

一開墾器械ハ米国へ注文可相成事

一開墾有用ノ生徒同行被仰付候間人撰可申出事¹⁴⁾

大臣・納言の北海道巡見については、6月30日（5月13日）に副島種臣参議が北海道・樺太巡察を行なうことを政府が決する形で実現した¹⁵⁾。政府は、9月21日（8月7日）に樺太開拓使と北海道開拓使を合併して開拓使として統合し¹⁶⁾、11月27日（10月15日）に東久世通禧開拓長官が宮内省侍従長に転じて¹⁷⁾、黒田開拓次官に北海道統治策の策定と実施を一任した。さらに、10月3日（8月19日）には、太政官が従来の開拓使定額金を廃し、次年より10年間1000万両を総額とするなどの新たな定額金を定めた¹⁸⁾。

一方、黒田は2月23日（1月4日）に、自身が建議を行なった海外留学生を伴って、アメリカへ出帆した¹⁹⁾。アメリカでは政府の農務局長を務めていたホレス・ケブロン Horace Capron を「開拓使御雇教師頭取顧問」として招聘することを決定した。建議に言う「開拓ニ長ズル者」である。さらに、ケブロンの部下であった化学技師トーマス・アンティセル Thomas Antisell、地理測量・道路建設技師 A.G. ウォーフィールド A. G. Warfield、医師スチュアート・エルドリッジ Stuart Eldridge を雇い入れ、7月24日（6月7日）に帰国した²⁰⁾。

開拓使は、開拓政策遂行のための財源を得、開拓顧問ケプロンをはじめとする外国人教師に北海道「開拓」の手順・方法に関わる調査・報告を命じ、それを基に北海道「開拓」政策を策定し、実施することとなった。少なくともこの段階で、開拓使は「開拓」政策のための人材養成について具体的に構想を持たなかった²¹⁾。

(2) 開拓顧問 H. ケプロンによる北海道「開拓」手順・方法の提言

開拓使は、ケプロンほか外国人教師たちに対し、北海道「開拓」政策策定のために、視察や調査を基にした報告書の提出を求めた。

1872年1月3日付で開拓使顧問ケプロンは、黒田開拓次官宛に最初の報告書²²⁾を提出した。最初に、気象観測データの比較から「北海道ノ寒暖及ビ雨量ハ連邦〔アメリカ一筆者注〕ノ最モ殷富ニシテ人煙稠密ナル地方ト著シキ差異ナシ」として、アメリカ東部を参考に「開拓」計画が立案できると指摘した。続けて、「鉱類」、「札幌」、「官園」、「果実」、「移民」、「食糧ノ変革」、「移住」、「東京ノ養樹園及ヒ貯蔵場」、「農学校」、「器械及ビ労力」の各項目を掲げて、それぞれ所見を記述した。

「鉱類」では、北海道は良質な鉱脈に恵まれているため、開採方法を改良すれば莫大な利益を生むとした。

「札幌」については、「土地、水利、良材、開拓ニ要スル所ノ物件一トシテ備ハラザルナシ」として、首府として適当であると示した。

「果実」では、北海道および本州の風土が果樹栽培に適すると述べた。「外邦ノ果樹ヲ移植スルニ或ハ損傷ヲ免カレズト雖トモ其効ヲ奏スル亦必ズ多シ又接樹及ビ培養等新法ヲ施サバ益新種ヲ蕃殖シ終ニ政府ガ此業ニ費シタル所ヲシテ大ニ之ヲ償ハシムニ至ルベシ」と、移植の困難さは問題であるが、新たな繁殖方法を研究することにより大きな利益になるとした。

「移民」では、「政府ハ本島ニ人民ヲ移シ土地ヲ拓クニ於テ何等ノ方法ヲ以テスルモ先ヅ本島ヲ測量シテ其地形ヲ図シ之ヲ区分スルヲ緊要トス蓋シ此業ハ最初石狩平原ニ施シ次テ遠キニ及ボシ兼テ府邑ヲ経画シ鉱山ヲ検査スベシ」と、移民政策を進める前に、北海道の土地測量・地形図作成・土地区画、都市建設、鉱山調査を行なうことを提言した。

「食料ノ変革」では、米の栽培に拘らず、地質の分析と実験結果により新たな植物の栽培を検討すべきと述べた。

「移住」では、「自箇ノ利ノ為メニ移住シ其地主タルノ権利ヲ有シ其土地ヲ守ルノ責ニ任スル者ハ何レノ地ヨリ来ルヲ論セズ即チ是国家ノ強兵タリ若シ外国ノ此地ヲ蚕食セントスルニ当ラバ必ズ干城ノ士ト為ルヘシ」と述べた。外国の勢力（主にロシア）の侵出の可能性を考えた場合、自発的に移住して土地を所有する自作農を移住させることが地政上重要との見解を述べた。その上で、「土着ノ法」(Homestead Law)、「先得ノ法」(Act of Pre-emption)、「拍売ヲ以テ現金ニ公地を売与スルノ法」(the mode of sale for cash at public auction)の3種の移住方法を掲げた。

「器械及び労力」では、「貿易製造其他百般ノ工事漸ク進歩スルニ従ヒ一層開明ノ域ニ勇進スルニハ他ノ文明諸邦ニ於ルガ如ク人力ニ代ルニ器械学上ノ諸法ヲ以テセザル可カラズ」と、「器械学上ノ諸法」（all known forms of mechanical science and ingenuity）すなわち機械に関する科学と発明を導入する必要を説いた。

「官園」、「東京ノ養樹園及ヒ貯蔵場」、「農学校」は学校開設に深く関わる内容であるため、以下に詳述する。

官園

函館近傍ノ七重村ニ官園ヲ設ケタルハ蓋シ当時ニ於テ其計ヲ得タリト為スモ将来本使ノ諸業ヲ札幌ニ集ムルニ随ヒ亦之ヲ同所ニ移サバ便利ニシテ其費用モ減ズルニ至ルベシ蓋シ其官園ハ農学校ノ試験場ニ供スベキ程ノ広サニ限ルベシ然レトモ器械ノ運用肥料ノ用方及ビ家畜ノ養育蕃殖等ノ良法ヲ示スニ充分ナル広サヲ要ス

開拓使は、1871年末、函館近郊の七重村に七重開墾場を設け、農家を移住させていた²³⁾。ケプロンは、七重村の官園を札幌に移転して、札幌に設置する農学校に附属する農事試験場を構想した。官園・農学校で西洋式器械を使用した農法を伝授するためであった。開拓使は、その後も七重開墾場を存続し、続いて札幌にも官園を開設した²⁴⁾。

東京ノ養樹園及ヒ貯蔵場

余ハ本島ノ開拓ト共ニ府下ニ貯蔵場ヲ設ケ兼テ養樹園ヲ開クヲ以テ至当ナリトス何トナレバ家畜草木等ハ之ヲ異邦ニ求メザル可カラズ而ルニ之ヲ輸送スルニ時日ヲ費ヤスコト多ク且其過ル所ノ地寒暖ノ変更アリ故ニ其中途ニ於テ之ヲ生息シ之ヲ検査シ而シテ之ヲ蕃殖セシムルノ場所ナカル可カラズ是家畜草木果実ノ新種ヲ内地ニ伝播スルノ好手段ナルヘシ

ケプロンは、海外から動植物を移入するに当たり、東京に中継地として検査・繁殖するための官園を設けることを提案した。開拓使は、1871年に東京の青山、麻布、渋谷の3ヶ所に官園を設けていた²⁵⁾。ケプロンの提案通り、官園を移入動植物の中継地及び検査地とし、後に農業現術生徒を募集して西洋式農法を教授することになった。

農学校

学問上及ヒ実地上ニ就テ確定セル農業ノ方法ヲ日本ニ開クハ蓋シ政府ノ尽力ニアルベシ而シテ之ヲ施行セント欲セバ府下ノ養樹園及ヒ札幌ノ耕作場ニ附属シ各般ノ農業ヲ教ユル学校ヲ起スベシ其経費少ナクシテ実効アル者之ヲ措テ他ニ無カルベシ此両所ノ学校ニハ化学試験所ヲ設ケ農学各般ノ業ニ鍊達セル教師ヲ置ク可シ譬ヘバ虫学博士ノ如キ年々蝗虫ノ為メニ数百金ノ産物ヲ亡フ田家ニ在テハ無量ノ利益アルベシ

東京と札幌の官園と農学校を一体に構想している点は「官園」の記述と同様である。この両者により「学問上」と「実地上」において「確定セル農業ノ方法」すなわち西洋科学技術による農業を広める最も効率の良い方法であると述べた。特に、「虫学博士」（A Professor of Entomology）を例に上げて、化学試験所の併設と農学諸分野の専門教師を置くことを強調した点は、単に農業技術を伝授するだけでなく、教師が高度な農学研究及び

教育を行ない得る学校を提言したと言える。「果実」、「食料ノ変革」の項で述べた、栽培種の検討に関しても、農学校と専門教師を念頭に置いたものであろう。

最後に「附録」として概算見積りを行なった。札幌を中心とした道路・運河・建物建設、「地理地質其他測量」、「石炭銀及硫黄山更開改正採取等」として計522,500元、「札幌試験場入用建物家畜家畜草木共」15,000元、「東京官園改正入用建物等」65,000元と試算し、「右金額ハ開拓ノ基礎ヲ開ク為メ今年費スベキ者」とした。最後に「官庁及ヒ教育其他臨時入費ハ見積リ難シ但シ学校建築入費ハ右見積り中ニ合算セリ」と記した。札幌都市建設、地形測量、鉱山調査・開採と共に、官園・学校の整備を「開拓ノ基礎」として位置づけたのである。

黒田開拓次官の建議などで開拓使が北海道「開拓」政策において当面の課題と位置づけたのは、札幌都市建設、地形測量、鉱山調査・開採、移民及び開墾であった。そして、諸外国の国情探索をも兼ねて海外留学生を派遣することによって、人材を養成することを企図した。

ケプロンはその方針を受け、北海道「開拓」においては、黒田の建議が掲げた前3項を移民・開墾を進める前提と考えた。そして、移民・開墾に着手するための前段階として、西洋技術による農業を導入するために、農学校と官園を開設して農業に関する教育を行なうことを提議した。

2. T. アンティセルの学校構想

(1) 「耕作学校」開設に関する意見書

開拓使は、ケプロンの提案を受けて農学校設置を計画したが、1872年1月初頭までは、北海道へ設置する計画であった²⁶⁾。学校の具体的構想については、化学技師T. アンティセルが立案に当たった。現在、2点の学校構想が存在する。

1点目は、1872年1月12日、黒田開拓次官に提出した「耕作学校」開設に関する意見書である。

過日御面晤之節札幌へ学校御取建之儀ハ暫時御見合せ東京表へ耕作学校御開ノ趣ニ付愚見左ニ申上候

耕作之道ヲ改革シテ精微ヲ尽サシムルハ他ノ技芸之改正進歩ヨリ起リ候事ニテ諸技芸貿易百工製造等ノ道ニ通シ不申候テハ耕作ノ学モ十全ヲ得間敷候

器械術並ニ器械学ハ農業ト共ニ教授可致者ニテ是ノ學術ニ通達致シ不申候テハ農業モ亦大ナル進歩ハ出来不申候

此度学校御取建之儀ハ少年教育ノ道ヲ改正スルノ基礎ヲ起スヘキ時ニシテ日本ノ少年輩ヲシテ海外文明之諸国同様之教育ヲ得セシムヘキ好機会ニ有之候間諸般ノ技芸ヲ教授可致学校御取設ケノ儀最モ專要ニ有之候且ツ貴国ニハ未タ此等ノ学校出来不申候故欧米諸国へ少年輩御差遣シ兩三年間留学被仰付候トモ留学ハ御失費多ク且ツ留学生尽

ク兩三年之間ニ身ヲ益シ国ヲ利スルヘキ学科ヲ曉得シ候槩ナル見基モ有之間敷候間海外学資ヲ以貴国内ニ於テ多少之少年ヲ教授致シ候得ハ学校之存在スル間ハ尚数百之後生ヲ教育致シ候事出来可申候条利益多ク且ツ永久ノ御設ケカト奉存候

右等ノ学校ヲ設ケ国民教育之道ニ専ラ心ヲ用候国ハ互市貿易等能ク外国ト其隆盛ヲ競候様相成候ハ拙者申迄モ無之事ニ御坐候尤モ諸科ヲ教ヘ候学校ヲ取建候モ一学科ヲ教授学校ヲ取設ルモ其入用莫大之相違ハ無之一学科之学校ト雖トモ若干ノ教師無之候テ相成不申右ヲ以テ絵学作摸学其他諸術百芸貿易筋並ニ実地ニ学問ヲ施ス事ヲ教授スヘキ学校御取建相成候ハ、其利益廣大ニシテ実ニ無量ニ可有之候

下文ニ記候器械学並ニ器械術ノ学校ニ於テ一少年ヲ一年間教授致候ハ、只今マテ日本風ニテ多年学ヒ得タル者ヨリハ尚良巧ナル工商或ハ其主宰トモ可相成程ノ者モ出来可申候間学校御取建ニ候ハ、独り耕作ニ限ラス前条申上候諸学科ヲ教授致候様御取設ケ有之度奉存候先ツ耕作学校ニハ左ノ学科御差添可然候

- 一 器械学並ニ器械術
- 一 土工学並ニ建築学
- 一 礦山学
- 一 諸芸ニ用ル化学
- 一 医学

右謹テ御賢断ヲ仰キ候

千八百七十二年第一月十二日

トーマスアンテセル

黒田開拓次官閣下²⁷⁾

まず、第1段の記述から、開拓使が札幌への学校開設の計画を見合わせ、東京へ開設することをこの時期には決定したと分かる。

第2段以降は、学校が、黒田が主唱して開拓使が進めた海外留学生派遣よりも、確実性、経費、継続性の面で効率が高いと指摘した。学校に関しては、農業に特化して教授するのではなく、新たな国民教育の観点から、また経費の面から、そして何より新たな農業の技術と知識を習得させるために、さまざまな技術、貿易、産業、製造法等も同時に教授しなければならないと力説した²⁸⁾。特に「器械学並ニ器械術」について強調した点は、ケプロン報文と同様であり、西洋式器械に対する学術的な知識を含んだ習熟を重視したことを示す。

列挙された学科では、「器械学並ニ器械術」は農業を中心とした西洋技術の導入、「土工学並ニ建築学」は札幌等の都市建設、「礦山学」は鉱山調査と開採技術の改良と、黒田が建議書で示した北海道「開拓」方針に合致する構成であった。アンティセルは「耕作学校」としながら、ケプロンが提議した農学系統に限定した「農学校」からは、大きく踏み出した構想を提案した。また、アンティセル意見書中の「諸芸ニ用ル化学」は応用化学に当たると推測できるが、ケプロンが「虫学博士」で例示して必要性を強調した学校における学術研究を、農学以外の分野にも拡大して主張したと考え得る。

(2) 「北海道術科大学校」構想

2月2日、アンティセルは黒田に対し、さらに詳細な構想「北海道術科大学校」構想²⁹⁾を提起した。

北海道術科大学校

此大学校ヲ建設スル目的ハ政府誘導ニ因リ人間必用ノ道理及ヒ歳齒ニ応シテ学科ノ順序ヲ定メ以テ学科上及ヒ術科上ニ於テ少年輩ヲ教授為スニ在リ

此大学校ニ於テ重ニ教諭為ス処ノ学科ハ則チ左ノ如シ

第一 造営学

第二 農耕学

第三 理街学

第四 礦山学

第五 百工ノ舍密及ヒ製造学

第六 国法及ヒ商法

第七 医学

此他尚ヲ教授為ス可キ学科ハ許多ナルモノニシテ其方法ハ教師ノ教授ニ因テ定メラル可シ

此各専課学校ノ外カ他ニ小学校ヲ設為シ少年輩ヲシテ大学校ニ入ル為メ先ツ緊要ナル學術ノ大旨ヲ會得為サシメ又タ百工ヲ進歩ナサシムル為メ別ニ一個ノ学校ヲ建設シ以テ商工ヲ教諭為ス可シ

少女ヲ教諭為スタメ一個ノ学校ヲ設為シ以テ百般ノ技芸學術ヲ習慣為サシム可シ是レ後年生産ノ児童ヲ教育為スニ適サシムル為メナリ

各専課学校ニ於テ教授為ス年限ハ二歳ト定メ又タ入学ノ歳齒ハ十七歳ヲ期トナス可シ此時若シ其歳齒ニ滿タサル歟或ハ此学校ニ入ル為メ緊要ナル學術ノ大旨ヲ會得為サル者ハ宜シク小学校ニ入レー歳間習慣為サシム可シ小学校ニ於テハ宜シク大学校ニ入ル為メ緊要ナル學旨ヲ教授為ス可シ

此小学校ニ入りタル生徒一歳間勉勵為シタル後チ一個ノ学科ヲ專学セント欲スルニ於テハ検査ヲ受ケ然ル後チ其欲スル処ノ学校ニ入り教授ヲ受ルコトヲ得ヘシ [後略]

「北海道術科大学校」構想は、7つの「専課学校」＝「大学校」と、大学校への準備教育を行なう「小学校」、他に「商工教諭ノ学校」、「少女ノ学校」からなつた。引用した部分の後に記載した各学校で教授する学科については表にまとめた。

7つの専課学校は、「造営学校」（建築学系統）、「農耕学校」（農学系統）、「理街学校」（土木工学系統³⁰⁾）、「礦山学校」（鉱山学系統）、「百工舍密学校」（応用化学系統）、「国法及商法学校」（社会科学系統）、「医学校」（医学系統）である。専課学校については後段で、「専課学校ニ入ル処ノ生徒ハ小学校於テ教授ヲ受ケタル学技ノ十分ナル検査ヲ受タル者」が17歳から2年間修学し、「卒業ノ検査ヲ受タル者ニハ停在修行為シタル学校ノ名目ヲ書記シタル証書ヲ大学校ヨリ渡ス」、すなわち卒業証書を発行すると規定した。

「小学校」には、「専課学校」の入学年齢に満たない者か、入学のための基礎知識を習得していない者が入学する。1年間、基礎教育を受けた後、「大学校」への入学を希望する場合は、検査を経て7つの「専課学校」の内の希望する学校に入学できる。表の「小学校」の学科から、「専課学校」への入学要件は、ある程度の漢学の素養であり、外国語の取得は求められない。

「商工教諭ノ学校」は、アンティセルの構想からは、「大学校」との接続が不明である。

表 アンティセル「北海道術科大学校」構想と開拓使仮学校（開校当時）の学科目比較

アンティセル「北海道術科大学校」構想 ¹⁾		開拓使仮学校（開校時 ²⁾	
専課学校	学科目	学科	学科目
商工教諭ノ学校	日本語学、地学、亜細亜及日本史、欧州新史、算術、測量術及点鼠、動物学及本草学、器械学及気体学、画学及模写、尋常舎密、秤水術及動水術、天然ノ地学	—	—
小学校	読誦、揮毫、算術、測量学、地学、歴史、博物学、画学	普通学第一	英語学、漢学、算術、手習、画学、日本地理、究理学、歴史
		普通学第二	舎密学、器械学、測量学、本草学、鉱山学、農学
少女ノ学校	字学、文法、日本語読及揮毫、算術、亜細亜歴史、欧州歴史、測量及画図、画学、縫工学、声音学、bookkeeping（簿冊ノ取扱ヒ）、作文、通信、business forms（商売ノ通則）	女学校 ³⁾	漢学、英学、数学、裁縫等
造営学校（建築学系統）	算術、点鼠、calculus differencial and integral（差違及ヒ全完ノ算法）、画学画論、器械ノ原始、造営ノ原始、万体ノ能力、土形或ハ塗形製造、家屋画図、遠景論、物影論、器械運転論、器械学、道路及ヒ橋梁、石質学、天然ノ地学、英吉利語学	専門学第三（建築学・土木工学系統）	建築学、測量学、画学
農耕学校（農学系統）	算術、数学、農耕具、器械ノ原始、舎密学、本草学、動物植物学、虫類 養蚕、分離学、測地及水準法、博物学 家畜ノ部、糞土学、rotation of crops（下種論）、rural economy（田野論）、bookkeeping（簿冊ノ取扱ヒ）、耕耘、英吉利語学、○殊血種属○同質種属及疾疴論	専門学第四（農学系統）	舎密学、本草及ヒ禽獸学、農学、画学
理街学校（土木工学系統）	測量学 書記測量、calculus differencial and integral、画図、究理ノ原始、器械ノ原始、天文ノ原始、chemistry inorganic（無閤物ノ舎密）、地方測量、遠景及物影論、topographical drawing（地形ノ画図）、地質学、道路建築、橋梁及鉄道建築、鉄幕建築（construction of iron framework）、画図、建築材、石質学、天然ノ地学、外国語学		（専門学第三）

鉱山学校 (鉱山学系統)	測量学 書記及分解測量、立方程式、trigonometry (三角測量)、calculus differencial and integral、器械学、称量学、礦山器械、礦坑測量、chemistry inorganic、分離学、blowpipe manipulation (吹管ノ取扱ヒ)、製金術 試験、結晶論、礦物学、地質学、画図、戸外作工、外国語学	専門学第二 (鉱山学系統)	鉱山学、地質学、画学
百工舎密学校 (応用化学系統)	測量学、calculus differencial and integral、chemistry inorganic、分離学、動物及本草学、植物学、器械学○称量学○器械運動能力論、礦山学、地質学、quantitative anatomy (原素ノ各重ヲ分析スル学)、術家画図、製造局ノ画図、天然ノ地学、製金術、chemical manufacture (製造舎密)、温熱及火光論、organic chemistry (有閤物舎密)、滋養舎密、外国語学	専門学第一 (応用化学系統)	舎密学、器械学、画学
国法及商法学校 (社会科学系統)	人間ノ地学、亜細亞歴史、新旧欧州歴史、historical collectors、商売ノ地学、羅馬国法、経済学、現今貿易大旨、政体論、商法、為替証券、公法、国法、statistic of commerce (商売年表)、statistic of society (政体年表)、殖民、税則 無税商則、製造物、business forms (商売通則) ○通信、外国語 但二国ノ語学	—	—
医学校 (医学系統)	天然ノ地学、器械学○称量学○器械運動ノ能力論、anatomy comparative、chemistry organic and inorganic、品類分析学、動物学○本草学、material medicine (薬質学)、人体解剖、人体運動、解剖論、外科、産科、薬剤論、治療論、clinical medicine (臥床疴舎ノ薬論)、薬毒試験、定法薬剤論、驗微論、養生論、医術年表、外国語学	医学校 ⁴⁾	治療、生理、外科、解剖、眼科、薬剤、産科及婦病論

出典

- 1) 「北海道大学校建設意見書」(『大隈文書』A4193)
- 2) 「明治三十四年札幌農学校公文録 第一冊 庶務 規則類 自明治六年至明治十五年」(札幌農学校簿書015、北海道大学大学文書館蔵)
- 3) 『開拓使事業報告』第4編、672ページ
- 4) 同上、285ページ

表の学科から比較すると、「小学校」が基礎教育を行なうのに対し、基礎科学に重点を置くようである。

「少女ノ学校」は、成人の後に母親として自身の子どもを教育する時のための素養を身につけさせると規定した。

アンティセルの「北海道術科大学校」構想は、自身が提起した「耕作学校」からさらに大きく踏み出した内容であった。社会科学系統の専門教育や、基礎教育、女子教育を含む総合的な教育機関として構想する上、詳細かつ極めて具体的な学科目名を列記した。開拓使は、アンティセルの「北海道術科大学校」構想を取捨して、開拓使仮学校を計画した。

3. 開拓使仮学校の開校

(1) 開拓使仮学校開校

1872年2月28日（1月20日）、黒田開拓次官は太政官正院に対し、学校設立のために外国人教師を雇い入れることを伺い出た。

北海道於テ農業工業諸課学校取建可申候得共差向当地ニ於て仮小学を設ケ生徒夫々修行為致度就而者礦山学器械学農学其外諸学教師追々雇入度存候ニ付此段相伺候也

壬申正月廿日

黒田開拓次官

正院御中³¹⁾

開拓使が計画した「農業工業諸課学校」は、本来、北海道へ設立することが前提となっており、当面は東京に開設する意味で「仮」を付けた。順次、雇い入れる外国人教師の具体的な専門分野として鉱山学・器械学・農学を上げた。これに対し、正院は「伺之通」と承認し、「礦山器械学農学等ハ文部省ニ於テ中学課ニ列シ候儀ニ付小学ノ名称ヲ相止メ仮学校ト称シ可申」と但し書きを添えた³²⁾。このように「開拓使仮学校」の名称を採用することとなった。

3月8日（1月29日）には、黒田開拓次官は正院宛に、「舎密学」「器械学」「本草学」「画学」の各教師及び「一等医師」「二等医師」を1名ずつ雇い入れることを伺い出、理由を次のように説明した。

右者此度仮学校并病院取建ノ儀伺済相成候ニ付追而札幌府江学校造営引移候迄之處東京ニ而生徒教育仕度仍而学課及ヒ師員等取調御雇教師セネラルケプロン江も談判仕候処書面之学課開拓急務之課ニ候得者夫々教師御雇可然趣申聞候付至急阿米利加ニ而相応之人物相撰御雇仕度此段奉伺候也³³⁾

札幌に移転するまで東京に「仮学校」を開校するに当たり、ケプロンに諮り、上述4課を「開拓急務之課」と判断し、アメリカ人から人選したいとの内容であった³⁴⁾。この伺いも正院は承認した。

4月17日（3月10日）、開拓使は開拓使仮学校生徒の募集を諸府県に布告した。

今般政府伺之上芝山内江当使仮学校相設生徒致教育候ニ付而者年齢十四歳より貳拾歳迄之者検査之上入校申付候条望之者ハ至急同校江願出候様御達有之度此段及布告候也
但入校手續規則之儀者同校応接所ニ罷出委曲承可申候尤罷出候節者美濃紙ニ而巾壹寸長四寸之明細短冊貳枚持参可致候事

壬申三月十日

開拓使

三府七拾貳県御中³⁵⁾

開拓使は、東京芝の増上寺内に開校する³⁶⁾ 開拓使仮学校の生徒入学用件を、14歳から20歳と規定し、全国から人材を求めた。

開拓使仮学校生徒募集の布告に対し、応募者は385名に上った³⁷⁾。

5月21日（4月15日）、開拓使は開拓使仮学校を開校した³⁸⁾。

開拓使学校掛が開拓使上層に「別紙名前之者何れ茂検査済候間官費并私費願之分共一同生徒被仰付度」と伺い出たのは、官費生徒50名、私費生徒14名の計64名であった。年齢は数え年14-20歳、不明の4名を除くと平均年齢16.4歳であった³⁹⁾。

教員には、「教頭兼化学地質学教師」としてT.アンティセル、「英語数学教師」としてJ.R.ワッソンを配置した⁴⁰⁾。

(2) 開拓使仮学校規則

開拓使学校掛は、生徒募集を行なった同じ月（明治5年3月）に19条からなる「開拓使仮学校規則」を制定した⁴¹⁾。

第1条では学校設立の目的を示した。

第一条

此学校ノ儀北海道開拓之為メニ設クルヲ以テ是ヲ彼地ノ首府タル薩宇魯ニ建テ彼地ニ住スル者ヲシテ専ラ知識ヲ増シ才芸ヲ進メ是レヲ以テ開拓之資業トナサシメントノ本旨タリ然レトモ其業日浅ク事ニ就ク序有リテ彼地ニ学校ヲ建ルノ暇アラサルヲ以テ先仮学校ヲ東京ニ設ク故ニ此学校ニ入シコトヲ願フ者ハ成業ノ上北地開拓ニ従事スルヲ以テ主意ト為ス者ニアラサレバ許容有之間舗候事

本来、学校は、北海道「開拓」のために札幌（「薩宇魯」）に開設して、北海道居住者に対して「開拓」に資するための教育を行なうことが目的であること、しかし、札幌建設に着手して間もない状況を勘案して次善の策として「開拓使仮学校」を東京に開校する事情を説明した。生徒に対しては、「成業ノ上北地開拓ニ従事スル」ことを課した。

第2条は年齢等の入学要件と入学後の階梯を規定した。

第二条

華族士族百姓町人ニ不限御国中府県ノ人別ニ相違無之者ハ願書差出吟味ノ上入門許容相成候事年齢十四歳ヨリ二十歳ニ至迄ハ初級生之学科ニ入二十歳ヨリ廿五歳迄ハ二級生之学科ニ入ラシム其業之進脩ニ応シテ専門四科之中ニ於テ一学科ニ入シムヘシ但教官吟味之上ニテ学科ノ順序ヲ相定可申事

入学に際しては身分及び出身地を問わず、14-20歳を初年級、20-25歳を2年級に編成し、これらの準備課程を修了後に、専門4科への進学を認める構成であった。

第3条は、修業後の服務規定であった。

第三条

生徒成業之上ハ官費ヲ以テ修業セシ者ハ十年ノ間私費ヲ以テ修業セシ者ハ五年ノ間誓テ北海道開拓ニ従事スヘシ右之年限充ル之上ハ都テ当人之勝手次第タルヘキ事

第1条でも触れているが、官費生徒は10年間、私費生徒は5年間、専門科修業後に北海道「開拓」への従事が義務づけた。

第5条は、生徒定員である。

第五条

生徒ノ定員百人ヲ限り内官費五十人私費五十人トス入寮相願候者有リトイヘトモ欠員無之時ハ入寮不差許事

但私費ヲ以テ入寮相願候者ハ毎月朔日ニ 両ヲ相納可申事

生徒定員は、開拓使が学資等を支弁する官費生徒50名、私費生徒50名の計100名であった。入寮した場合、官費生徒は寮費も支払う必要がなかった。

第6、7条は入寮、第8-14条は就学及び生活上の規則を規定した。

第15条は、学科構成である。

第十五条

学科ヲ分ツテ普通専門ノ二科トナシ普通ヲ分ツテ二科トナシ専門ヲ分ツテ四科ト為ス即チ学科ヲ区別スルコト左ノ如シ

普通学第一

英語学 漢学 算術 手習 画学 日本地理 究理学 歴史

普通学第二

舎密学 器械学 測量学 本草学 鉞山学 農学

右普通学ヲ修行セシ後ニ専門学科ニ入シム

専門学第一

舎密学 器械学 画学

専門学第二

鉞山学 地質学 画学

専門学第三

建築学 測量学 画学

専門学第四

舎密学 本草及ヒ禽獸学 農学 画学

普通学科2科、専門学学科4科の構成である。「普通学第一」が第2条の「初年級」に当たり基礎科目を教授し、「普通学第二」は「二年級」で専門学科の初歩を教授する。普通学科を修了した生徒は、「専門学第一」（応用化学系統）、「専門学第二」（鉞山学系統）、「応用化学第三」（建築学・土木工学系統）、「専門学第四」（農学系統）からなる専門学科4科に進学する。

第16条は、専門学科への進学に関する規定である。

第十六条

専門学科之生徒ハ四科之中其志願ニヨリテ一ヲ撰ハシム若シセント志願セシ学科ヨリ他ノ学科ニ移リ度願出候者ハ篤ト教官熟儀ノ上差許可申候事

普通学科2科を修了した生徒は、専門学科4科のいずれかを選択して専攻する。専門学科4科は、普通学科2科のような年級関係ではなく、階梯としては横並びの専攻課程を構成した。

第17-19条は、病気、忌服、帰省等に関する規定である。

9-10ページの表で、アンティセルの「北海道術科大学校」構想と開拓使仮学校の学科構成を比較すると、アンティセル構想では準備教育は1年間修学する「小学校」であったが、開拓使仮学校は普通学科を2級に分けて年級制とした。「普通学第一」で「英語学」を教授すること、「普通学第二」は各専門学科で専攻する分野の基礎教育といった構成である。アンティセル構想の7専課学校に対しては、開拓使仮学校は専門学科4科である。「専門学第一」が「百工舎密学校」、「専門学第二」が「礦山学校」、「専門学第三」が「造営学校」と「理術学校」、「専門学第四」が「農耕学校」に対応すると推測できる。また、開拓使は後に「開拓使医学校」を病院と共に開拓使仮学校の附属組織として設置する⁴²⁾。従って、アンティセル構想の7専課学校中、社会科学系の「国法及商法学校」は実現しなかった。また、アンティセル構想の「少女ノ学校」の相当する開拓使仮学校附属「開拓使女学校」も開校する⁴³⁾が、「商工教諭ノ学校」に相当する機関は設けなかった。

アンティセルの「北海道術科大学校」はかなり大規模で総合的な教育機関構想であったが、開拓使は開拓使仮学校を設置するに当たり、アンティセル構想を参考にしつつ、より現実的で北海道「開拓」政策に即応した教育機関を目指した。

おわりに

開拓使は、北海道「開拓」政策において、移民による土地開墾、鉱山開採、札幌等の都市や交通施設の建設、西洋式器械類の導入などを優先的課題と位置づけた。そうした課題を推進し得る人材を養成するために、農学、鉱山学、建築学、測量学、器械学、応用化学など中心に教授する教育機関として開拓使仮学校を開校した。

開拓使はこの後、開拓使仮学校に「開拓使医学校」、「開拓使女学校」、「北海道土人教育所」を附設し、「仏学課」、「地質測量生徒」、「電信生徒」を包含するなど、多様な人材を養成する機関として改組を行なった。同時に仮学校自体のカリキュラムや組織の改編も繰り返した。こうした試行錯誤の末に、カリキュラムを農学系統中心に収斂した札幌農学校を開校することになった。開拓使仮学校の組織拡大・改編・閉校・札幌移転と、札幌農学校開校へ向かう経緯については、次稿以降で考察する。

〔注〕

- 1) 大蔵省編『開拓使事業報告』第4編(1885年12月)では、「東京仮学校」という記述もあるが、当時の資料ではほとんどが「開拓使仮学校」である。
- 2) 札幌農学校が前身校である開拓使仮学校同様、北海道「開拓」を目的とした開拓使の学校として出発したことは、札幌農学校史を考察する場合、常に念頭に置かなければならない視点である。
- 3) 同様の学校として、外務省の洋語学所(1871年3月22日設置)、工部省の工学寮(9月28日設置)、司法省の明法寮(11月9日設置)、文部省の師範学校(1872年7月4日設置)などがあつた。
- 4) 執筆者は、当時、農学部教授(農業経済学科)であつた中島九郎。
- 5) 執筆担当は、北海道大学百年史編集室編集員であつた山田博司。

- 6) 明治維新政府が開拓使設置に至るまでの経緯については、『新北海道史』第3巻通説2（北海道、1971年3月）に詳しい。
- 7) 「黒田清隆履歴書案」（『黒田清隆関係文書』マイクロフィルム版、北泉社、1993年）。
- 8) 同上資料。
- 9) 1967年2月25日、日本、ロシアの両政府は「カラフト島仮条約」に調印し、樺太全島を両国人の往来自由とする「日露雑居」と定めた。秋月俊幸『日露関係とサハリン島——幕末明治初年の領土問題』（筑摩書房、1994年6月）。
- 10) 当時の太政官制では「大臣」に当たるのは右大臣三条実美だけである。黒田はより強い権限をもって、北海道・樺太統治を行なう必要を主張したと考えられる。
- 11) 政府は1870年3月14日（明治3年2月13日）に樺太開拓使を設置し、東久世通禧開拓長官に対し、「樺太地方之儀ハ別ニ使ヲ建候間今不及管轄候事」と沙汰した。『法令全書 明治三年』（内閣官報局、1885年7月）。
- 12) 前掲『新北海道史』第3巻通説2、118-139ページ。
- 13) 黒田が政府幹部の北海道視察と「一定不易ノ法」確定を求めたこと、大臣を総督に任じるように提議したことの背景には、東久世通禧開拓長官との意見対立を想像し得る。
- 14) 前掲『新北海道史』第3巻通説2、167ページより重引。
- 15) 「制旨録 自明治二年至同七年」（簿書番号10695、北海道立文書館蔵）。
- 16) 『法令全書 明治四年』（内閣官報局、1888年10月）、太政官第379。
- 17) 前掲「黒田清隆履歴書」。
- 18) 前掲『法令全書 明治四年』、太政官第424。
- 19) 『新北海道史』第3巻通説2（北海道、1971年3月）、167-168ページ。
- 20) 同上、170-176ページ。
- 21) 黒田が主張し実施した海外留学生派遣も、先述のように「書生ヲ精撰シテ海外諸国ニ分遣シ事情ヲ偵察シ」と、海外諸国の国情視察が主目的であり、少なくとも、早期の人材養成を目指したものではないと言える。
- 22) 「教師頭取ホラシケブロン初期報文摘要」（『開拓使顧問ホラシ、ケブロン報文』、開拓使、1879年2月、北海道大学附属図書館北方資料室所蔵）。英文は、“Abstract of First Annual Report, of Horace Capron, Commissioner and Adviser of Kaitakushi Hokkaido, Tokei, Japan, for 1871. Tokei, Kaitakushi, 1874,” *Reports and Official Letters to the Kaitakushi, by Horace Capron, Commissioner and Adviser, and his Foreign Assistants. Tokei, Kaitakushi, 1875.*（北海道大学附属図書館所蔵）。
- 23) 前掲『新北海道史』第3巻通説2、464ページ。
- 24) 同上、466ページ。後に開拓使は、七重開墾場に東京の官園で西洋式農法を学んだ農業現術生徒を送り込んだ。また、1876年に札幌農学校が開校した際には、教頭 W.S. クラークの強い要望により、札幌官園が農墾園として農学校付属の施設となる。開拓使は、ケブロンが求めた農学校の試験場としての官園構想を、こうした形で採用することになる。
- 25) 前掲『新北海道史』第3巻通説2、462ページ。
- 26) 例えば、ケブロンの1871年10月9日付北海道開拓使宛報告では、「今般北海道江大学校及ヒ開拓使官署御建築相成候ニ付左之一緊要事件ニ御着意有之度奉存候就而ハ如斯教導ノ道ヲ開クニハ文房及ヒ博物院ハ欠クヘカラザル事ハ当然ナリ」（「教師報文録」第一、別／325／Kyo、北海道大学附属図書館北方資料室所蔵）と記し、外国から必要物品を収集する手段として、日本物産との交換を提案した。先述した1872年1月2日付のケブロン報文では、東京・札幌に農学校を設置するように提案していた。
- 27) 日本史籍協会編『開拓使日誌』（東京大学出版会、1987年9月覆刻）、262-266ページ。

- 28) ケプロン報文中の「貿易製造其他百般ノ工事」は“trade, commerce, manufactures, and all the varied arts and industries”の訳語である。アンティセル意見書中の「諸技芸貿易百工製造等」も同様の文言の訳語であると推測する。
- 29) 「北海道大学校建設意見書」(『大隈文書』A4193)。北海道大学附属図書館蔵マイクロフィルムを使用した。
- 30) 「理街学」は“civil engineering”の訳語であると推測できる。北海道大学大学院工学研究科助教池上重康氏より示唆を受けた。
- 31) 「稟裁録 自明治四年至同五年」(簿書番号10697、北海道立文書館蔵)。本資料は、北海道立文書館編『稟裁録(二) 明治五年～明治六年』(北海道立文書館史料集3、1987年12月)、7-8ページ所収。
- 32) 「文部省ニ於テ中学位ニ列シ」とは、文部省が1872年8月に頒布する「学制」を念頭に置いたと推測できる。『法令全書 明治五年』(内閣官報局、1887年10月)、太政官第214。
- 33) 「稟裁録 自明治四年至同五年」(簿書番号10697、北海道立文書館蔵)。
- 34) 2月28日(1月20日)の伺書では、鉱山学・器械学・農学の専門教師の順次雇い入れる旨を述べていたが、3月8日(1月29日)の伺では鉱山学教師については触れていない。この後、開拓使仮学校の教頭となるアンティセルは地質鉱山技師であり、前年10月31日に開拓使洋語学校の語学及び学術教師として1872年4月1日からの雇いが決まっていたジェームズ・R. ワッソンは土木測量技師であるためと考えられる。「外国人書簡 Antisell, Thomas 004」、「外国人書簡 Wasson, James R. 001」(共に、北海道大学附属図書館北方資料室蔵)。
- 35) 「壬申雑記」(札幌農学校簿書010、北海道大学大学文書館蔵)。
- 36) 黒田開拓次官は、4月21日(3月14日)に開拓使仮学校開設のため、増上寺本坊を借り受けたい旨の伺いを正院に提出し、承認を得た(「稟裁録 自明治四年至同五年」(簿書番号10697、北海道立文書館蔵)。増上寺には当初から開拓使の使庁を置いていた)。
- 37) 「入校願人名簿」(札幌農学校簿書010-1、北海道大学大学文書館蔵)より集計。
- 38) 「壬申日誌」(札幌農学校簿書008、北海道大学大学文書館蔵)。
- 39) 「諸懸其外伺願届書 壬申」(簿書番号00559、北海道立文書館蔵)。開拓使仮学校の「壬申日誌」(札幌農学校簿書008、北海道大学大学文書館蔵)によると、開校日までに入学許可を受けた生徒は、官費生徒51名、私費生徒12名である。
- 40) 大蔵省編『開拓使事業報告』第4編(1885年12月)、671ページ。
- 41) 「明治三十四年札幌農学校公文録 第一冊 庶務 規則類 自明治六年至明治十五年」(札幌農学校簿書015、北海道大学大学文書館蔵)。
- 42) 開拓使は仮学校と併行して医学校設立準備を進めた。(明治5年8月)に函館病院に付設した。「官私費生徒数名ヲ募リ学科ヲ分ケ教授シ患者病床ニ就キ治療實際ヲ視セシメ或ハ時々警察吏ヲ会シ医学政事ノ学科ヲ口授ス」るようになり、「治療」、「生理」、「外科」、「解剖」、「眼科」、「薬剤」、「産科及婦病論」の学科を掲げた。前掲『開拓使事業報告』第4編、285ページ。
- 43) 開拓使は、女学校の開設準備も仮学校と併行して進めた。東京の仮学区内に女学校が開校するのは1872年10月21日(明治5年9月19日)であった。また、教師としてオランダ人女性2名を雇い入れた。前掲『北大百年史』通説、25ページ。
生徒は「五十名ヲ限リ官費生ト爲シ漢学英语数学裁縫等ヲ授ケ卒業ノ後ハ北海道在籍ノ人ニ嫁スルヲ誓ハシム」と定めた。前掲『開拓使事業報告』第4編、671-672ページ。

[凡例]

1. 史料の引用は、原則として原本にしたがった。
2. 漢字の旧字・異体字・略字・俗字は、基本的に常用の新字に改めた。

3. 変体仮名などは常用の仮名に改めた。ただし、而（て）、者（は）、江（え）、与（と）はそのまま表記した。
4. 合字は、すべて常用の仮名に改めた。
5. 引用史料中の印・花押・番号・欄外の記載・付け札などは必要のない場合は省略した。
6. 引用史料中の平出・欠字は一字あけとした。
7. 引用史料中の引用者注記は[]内に記した。
8. 年月日は西暦、太陽暦で記した。日本政府が太陽暦を採用した1873年1月1日より前は、和暦を（ ）内に併記した。太陽暦、和暦の対照については、『近代日本総合年表』第4版（岩波書店、2001年11月）を参照した。

（いのうえ たかあき／北海道大学大学図書館員）